

地域おこし協力隊を退任され、引き続き山形へ定住する方へ月額1万円家賃補助します

# 家賃補助のお知らせ

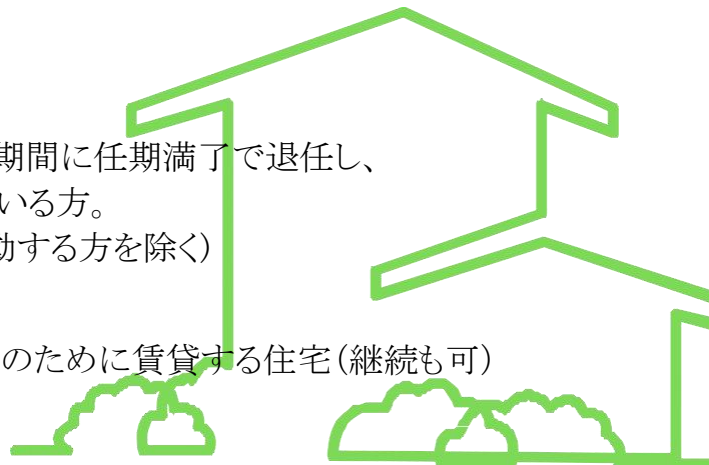
## 1 支給額 月額：最大1万円（最大24ヶ月）

## 2 補助対象者

- 令和3年4月1日から令和4年2月28日までの期間に任期満了で退任し、県内に定住する意思を有して引き続き居住している方。  
(但し、再び地域おこし協力隊として県内で活動する方を除く)

## 3 対象住宅

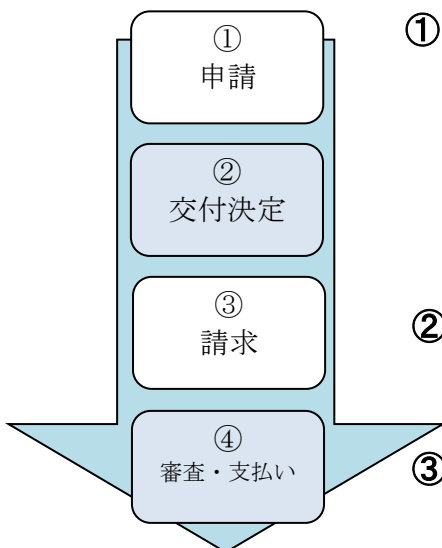
- 補助対象者本人が契約者であり、自己の居住のために賃貸する住宅(継続も可)
- 県営、市町村営の賃貸住宅  
但し、下記の住宅は対象外となります。
  - ・ 社宅、寮などの雇用主から貸与される住宅
  - ・ 3親等以内の親族(またはその親族が経営する法人)が所有する賃貸住宅



## 4 補助金について

- 補助金は任期が満了した日の属する月の翌月から起算します。
- 補助金は、当該年度分を3月に一括して交付します。

## 5 補助金手続きの流れ



### ①申請【地域おこし協力隊を退任された方→ふるさと山形移住・定住推進センター】

申請書に、住民票謄本(続柄及び世帯主の記載されたもの)の写し、住宅の賃貸借契約書(全てのページ)の写し、勤務先から住居手当が支給されている場合は、その支給額が分かるものの写しを添えてセンターに申請。(提出期限:令和4年3月7日(月))

### ②交付決定【ふるさと山形移住・定住推進センター→申請者】

申請内容を審査の上、交付決定通知を送付。

### ③請求【申請者→ふるさと山形移住・定住推進センター】

令和4年3月10日(木)までに請求書と家賃の支払いを証明する書類等を添えて補助金を請求。

**※請求日を過ぎますと、補助金の請求ができなくなりますのでご注意ください。**

(裏面へ続く)

#### ④審査、支払い【ふるさと山形移住・定住推進センター→申請者】

請求内容を審査の上、補助金の確定通知書を送付し、令和4年3月中に補助金を交付します。

※補助金交付後に県外へ転出されたなどの際は、補助金の返還と、返還に必要な経費（振込手数料等）の負担を申請者に求める場合がありますのでご了承ください。

#### 6 申請内容の変更について

- 転居等により申請書の内容に変更が生じた場合は、「ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金内容変更承認申請書」(様式第4号)に関係書類を添えてご提出ください。

#### 7 申請書の提出先について

下記提出先まで直接お持ちいただくか郵送でご提出ください。

※補助金交付請求書は、山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」からダウンロード可能です。

【提出先】（一社）ふるさと山形移住・定住推進センター 家賃補助担当あて

〒990-2492 山形県山形市鉄砲町2-19-68

電話 023-687-0777 FAX 023-687-0788

メール furusato@yamagata-iju.jp

山形県村山総合支庁内

